

KSKR

移動・送迎支援活動ニュース



米原市（滋賀県）

《“新しい総合事業”に基づく移動支援が始まります》 「地域お茶の間創造事業」の実施主体に 訪問型サービスB+Dで補助

関西 STS 連絡会 遠藤 準司

昨年度から全国移動サービスネットワークが取り組んでいる「訪問型サービスDに係る市町村の意向調査及び相談・開発支援（日本財団助成事業）」の一環として全国の自治体やNPO団体のヒアリングを行っています。ここでは新しい総合事業における先進的な取り組みを行う地域の中から滋賀県米原市の事例をご紹介します。ヒアリングにご協力いただいたのは滋賀県米原市健康福祉部くらし支援課と大野木長寿村まちづくり会社の皆様です。

■米原市の取り組み

2005年2月に山東町、伊吹町、米原町、近江町の4町が合併して米原市が誕生した。住民同士の交流が薄れ、特に高齢者のコミュニティが急速に衰退している現状に強い危機感を持つようになった現市長は、自らの給与を3割カットし、その財源で高齢者支援に乗り出した。それが2013年度からスタートした「地域お茶の間創造事業」である。

事業内容は旧町エリアの4圏域ごとに、それぞれ

- ①地域訪問型サービス、②地域寄り添いサービス、③地域通所型サービスの3類型で高齢者の生活支援を行っている。また事業開始前に米原市が75歳以



上の高齢者を対象に自分たちの地域にどんなサービスがあれば利用したいか調査したところ、移動支援というニーズが見えてきた。

現在の地域交通としては、撤退した路線バス経路に完全予約制のデマンド型乗り合いタクシー（定員5名：タクシー会社委託）を走らせている。合併前の米原町と近江町エリアで「まいちゃん号」、山東町と伊吹町では「カモン号」をそれぞれ運行している。あらかじめ定められた停留所や運行時刻に合わせて、予約が入った時にだけ走る、言わば事前予約制の小型バスである。

運行方式は「区域運行方式」を採用しており、従来の路線バスと異なり、予約状況に応じて

目次

- 米原市“新しい総合事業”訪問型B+Dで補助 ……1
- 《国土交通省認定講習》運転協力者講習会 ……4
- 対近畿運輸局・運営協議会『要望書』 ……6
- 《新聞報道》「ありがとう」を心の糧に ……7
- 国交省「高齢者の移手段の確保に関する検討会」 ……8
- 《新聞報道》高齢者移動—規制緩和も ……9
- セミナー報告「熊本地震から学ぶ」 ……10
- 関西 STS 連絡会からのお願い ……12

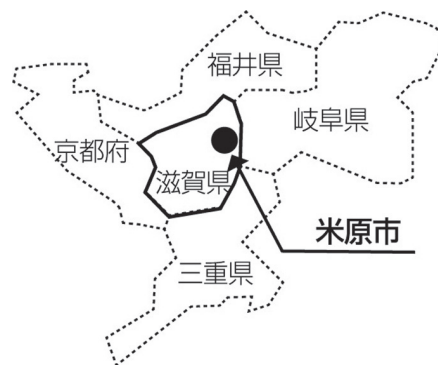
ルートが変動するピックアップ運行というシステムである。予約のあった停留所間のみを最短距離で結んで走る。

デマンド導入後、利用者からの意見として「高齢者用の押し車を乗せられない」「バス停まで行けない」、また豪雪地帯ならではの地域特性として、積雪時の定時運行が道路事情等により厳しく、「屋根の無いところで待つのは厳しい」といった声が上がってくる。その度に、ドア・ツー・ドア型支援の必要性を感じるようになっていた。

■市の単独事業から総合事業へ、

訪問型サービス D の取り組み

地域お茶の間創造事業を開始した地域では、住民活動が活発になるなど一定の成果を収める中、同事業は、2015年4月から、総合事業の一般介護予防事業にも位置付けられた。その1年後、2016年3月に市が行った団体向けの意向調査の結果、地域お茶の間創造事業から総合事業の訪問型サービス B で



滋賀県米原市参考データ
(いずれも 2016 年 10 月現在)

・人口：39,788 人	・高齢化率：27.62%
・高齢者人口：10,989 人	・75 歳以上の割合：14.76%
・75 歳以上人口：5,873 人	・要支援者数：325 人
・要介護者数：1,702 人	

ある地域訪問型サービス事業の取り組みを希望する団体があることが分かった。そこで、ドア・ツー・ドア型の移動支援として、総合事業の訪問型サービス D も活用することを決め要綱を作成した。

米原市総合事業（第一号事業）

米原市介護予防・日常生活支援総合事業
実施要綱 別表第 1 より

区 分：第一号訪問事業

事業構成：移動支援サービス

事業名：地域寄り添いサービス事業

事業内容：地域訪問型サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を行うこと。

補助の対象になる事業

○地域寄り添いサービス事業

《概要・目的》

地域訪問型サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援。
高齢者のみの、支援が必要な世帯に対し必要な移動支援を行う。

《対象者の状態像》

住民主体による家事等の支援があれば、地域での生活が継続できる人。

《事業対象者》

基本チェックリスト該当者：週 1 回（1 往復）まで

要支援 1：週 1 回（1 往復）まで、要支援 2：週 2 回（2 往復）まで

《補助額》

利用者 1 人につき、乗車前・乗車介助または降車・降車後介助 1 回当たり 250 円

《利用料》

運営主体が定めるサービス単価

《基準》

- ・個人情報の保護
- ・ヘルパー資格者の配置（推奨）
- ・福祉サービス総合補償（保険）加入

■大野木長寿村まちづくり会社の取り組み

大野木区参考データ (2015年9月現在)
<ul style="list-style-type: none"> ・大野木区人口：415人 ・世帯数：147世帯 ・高齢化率：32.8%
大野木長寿村まちづくり会社（非法人）参考データ
<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：滋賀県米原市大野木 1090番地 大野木たまり場「よりどころ」 ・社員：60名 ・利用者：50～60人 ※大野木地区在住の65歳以上の住民 ・移送サービス利用者：15人



団体は、大野木地区の住民が集まり2011年9月に組織を立ち上げた。その後半年間の準備期間を経て、2012年4月から、たまり場「よりどころ」を中心に本格的に高齢者の支援活動を開始している。

移動サービスは白タク問題もあって、2012年4月から1年間をかけて社協と協力して慎重に準備してきており、活動は道路運送法上のいわゆる登録不要の活動を行っている。

また、移動サービス以外では生活全般の支援サービスを何でも受け付けており、例えばイノシシの駆除も引き受けている。

団体の運営は利用者から受け取る利用料で賄われており、屋内活動は30分＝300円、屋外活動は30分＝500円である。ただし、実際の利用者への請求は30分切り捨て処理されている。例えば、29分までの利用時間だと無料となる。

また、移動支援の場合、ガソリン代実費のみを利



用者から運転者に直接支払う仕組みとなっており、利用者から団体へはお金が入らない。

住民同士全員が顔なじみという大野木地区では、行政窓口や駅、郵便局、学校、銀行、病院や買い物ができる店舗が皆無（近いところでも3km以上離れており、かつ唯一の路線バス運行も、1日に数本程度で不便）という地域柄か、移動支援が高齢者支援の最大要望項目となっている。

今後は高齢ドライバーの免許返納が進み、ますます移動支援の需要が高まることが予想される。現在は平均年齢69歳の男女運転手9名体制で運行を担っているが、他の事業も含め、地区に必要なサービスの拡充をめざしている。

大野木長寿村まちづくり会社では、従来のサービスのしくみは変えず、拠点である「よりどころ」を中心に、通所型サービスB、訪問型サービスB及びDを2016年10月から開始している。

●米原市内で「地域寄り添いサービス」を実施している団体一覧

- ・世継サロン／世継地区
- ・能登瀬お茶の間クラブ／能登瀬地区
- ・大野木長寿村まちづくり会社／大野木地区

※いずれも「米原市地域お茶の間創造事業」の実施団体

国土交通省
認定講習

移動・送迎サービス 運転協力者講習会

福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行)に登録すれば可能となっています。

□ 改正「道路運送法」では、「**運転者の要件**」として「国土交通大臣認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も**最低470分(セダン車等研修を含む)**が規定されています。□

「道路運送法」改正の目的は、「**過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保**」(国土交通省)とされているものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、**移動送迎支援活動**のすそ野を広げる努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※二日間のカリキュラム全てに出席された方には、**運転協力者講習の「修了証」**を発行いたします。



■日時: ①7月17日(月・祝)～18日(火) ②8月21日(月)～22日(火)
③9月11日(月)～12日(火) ④10月16日(月)～17日(火)
いずれも 10:00～17:00 (9:40～開場・受付)

■会場: 「KS プラザ」3階 研修室 (NPO法人 日常生活支援ネットワークの裏)
大阪市浪速区敷津東3丁目5番15号【チラシ裏面:地図参照】

■定員: 20名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます【先着順】)

■参加費用: 8,500円/名 (関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1,000円必要となります。

※**運転適性診断**を希望される方は1,500円で実施します。
(当日受付でお支払いください。)

■主催: NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

■共催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL: 06-4396-9189 FAX: 06-4396-9189

(お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)

※11月以降の講習会日程は、関西STS連絡会HPにて。



福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習会

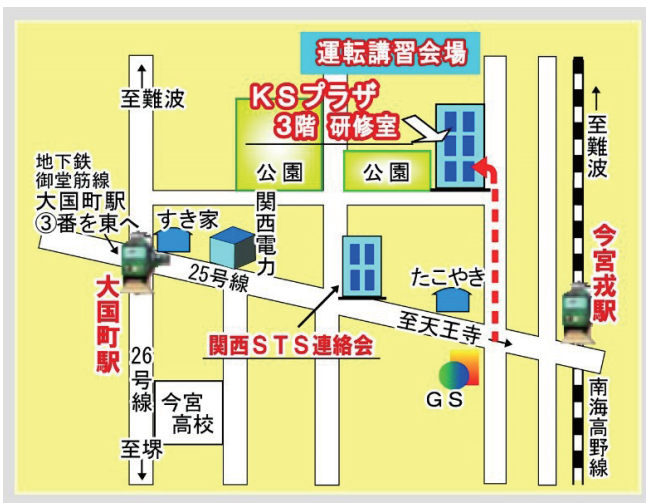
講習内容(第1日目)

- 10:00 第1章 運転協力者研修の目的と研修の進め方
- 10:30 第2章 移動・送迎サービスとは
- 11:00 第3章 移動・送迎サービスの利用者を理解する
- 12:00 昼休憩
- 13:00 第4章 利用者の心理と接遇
- 14:00 第5章 必要とされる介助と活動の様子
ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習
- 16:00 第10章 セダン車等運転研修(座学)
- 17:00 終了 (17:00～ 適性診断)

講習内容(第2日目)

- 10:00 第6章 移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー
- 11:00 第7章 福祉車両について
- 12:00 昼休憩
- 13:00 第8章 移動・送迎サービス関連の交通法を理解する
- 14:00 第9章 福祉車両・セダン車両への乗降及び運転実技
 - 1班:福祉車両への車イス乗降・運転実技
 - 2班:セダン車両へ乗降・介助実習・車イス実技
- 17:00 修了式

運転適性診断を希望される方は講習終了後に行います(費用は 1,500 円)



地下鉄「大国町」駅・東側、南海線「今宮戎」駅、西側

・作業所内やサービスを提供中の賠償事故に備え

事業者総合賠償責任補償制度

・職員や活動中の支援者の事故に備え

傷害見舞金補償制度

障害者補償制度20余年の実績の

A I U 保険会社
ジェイアイシーウエスト(株)

TEL : 06-6941-5187 FAX : 06-6944-1728
自動車保険等あらゆる保険の事はご相談ください

申し込み用紙

希望日 (○印を)	①7月17日(月)～18日(火) ③9月11日(月)～12日(火)	②8月21日(月)～22日(火) ④10月16日(月)～17日(火)
団体名	<input type="checkbox"/> 運営協議会に届出(予定を含む)の事業者 <input type="checkbox"/> 4条許可の事業者 <input type="checkbox"/> 43条許可の事業者	
団体住所 及び連絡先	〒 _____	
	電話番号(_____) FAX 番号(_____)	
(ふりがな) 参加者氏名等	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____
	生年月日 年 月 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上	生年月日 年 月 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上
福祉に関する 免許・資格	例：ホームヘルパー2級	
適性診断	要 ・ 不要	要 ・ 不要

定員超過のため参加をお断りせざるを得ない場合のみ、こちらよりご連絡申し上げます。

個人情報保護法に基づき提供された個人情報はその目的以外の用途には利用しません。

FAX.06-4396-9189

『大阪府河北ブロック運営協議会の登録更新時での
協議内容の公開と是正を求める要望書』

2017年5月26日

大阪府河北ブロック福祉有償運送運営協議会 会長 吉川 耕司 殿
国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 殿
国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 殿

関西 STS 連絡会
代表 伊良原 淳也 事務局 柿久保 浩次

国土交通省が「急速な高齢化と少子化の進展により、移動制約者や過疎地の地域住民の輸送の確保が社会的課題」と位置づけ、2006年に改正道路運送法において福祉有償運送が「登録」制度として創設されて以降、早くも10余年が経過しました。法の改正後も、「運営協議会・独自基準に対するあり方」(2009年、2011年、2013年通達)や「事務・権限の地方公共団体への移譲等」(2014年)など、日頃のたゆまないご努力に敬意と感謝を申し上げます。

私たち「関西 STS 連絡会」は、関西各地で移動送迎支援活動を取り組む市民団体・個人、学者・研究者が「高齢者や障がい者の地域での移動手段が確保され、生活を豊かにする社会を実現する」ことを目指して、2001年11月にネットワークをスタートさせました。現在、400余団体が会員として登録されており、NPO法人全国移動サービスネットワーク(以下、NPO法人全国移動ネット)と連携を取りながら、情報交流をはじめ調査・研究・研修等の活動を行っているところです。

ところが、この2～3年の間に大阪運輸支局、神戸運輸監理部管内の福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」)において、「運営協議会協議基準」に具体的表記もなく、運営協議会での「議事録」の公表もないまま、一方的な「ローカルルール」(関係法令・通達に定められていない独自の基準)の押しつけにより、登録更新時に「協議が整わなかった」と結論づけられ、福祉有償運送から撤退せざるを得なかったというケースが数件、報告されているのです。

福祉有償運送の全国登録団体数を見ると“2,458団体(2016年3月現在)”(国交省統計)で、2015年度の“新規登録:121団体”に比べて、“登録抹消:84団体”にも上っています。心が痛いのは大阪府における登録団体数が、“153団体(2007年3月)”→“140団体(2014年3月)”へと13団体も減少しているということです。もちろん私たちのNPO法人や市民団体の脆弱さを物語っていることも、真摯に受け止めているところですが。

今や、全国各地で高齢者の移動手段の確保や、買い物難民の問題が顕在化し、その対策の必要性が多く市の町村で認識され始めています。現状を正しく把握し、「まちづくり・地域づくり」の視点から、移動手段の確保と外出支援を創出していくことが、今まさに問われています。

箕面市のように北摂ブロック運営協議会から独立(2014年)して、独自で運営協議会を設置し、多くの市民の移動手段の確保に向けた施策を推進されておられるケースもあり、私たちは各運営協議会が正しく役割を果たしているかどうかを、機会がある度に点検する必要があると考えているところです。

そこで今回の要望事項は、2017年3月29日の「大阪府河北ブロック運営協議会」において、登録更新の手続きを行った「NPO法人 守口送迎」に対して、「協議が整わず」という結論を下したことに關しての内容の確認についてです。

「NPO法人 守口送迎」は、関西 STS 連絡会の結成以来16年間、ともに移動送迎支援活動を取り組んできた市民団体であり、守口市においても福祉有償運送として多くの移動制約者の皆さんから信頼を得ており、新聞報道でも“温かい地域の足”としての活動ぶりを写真入りで取り上げられている市民団体であります。

まず基本的な問題として、当該団体への説明が十分な説得性を持ってなされていないこと。国交

省通達でも「運営協議会は原則公開」（2011年通達）にもかかわらず、当該団体には口頭による説明しかないことです。「運送の対価（タクシーの概ね2分の1）」（国自旅第144号）内に収まっていること。「75歳以上の運転協力者を認めない」旨の意向も、現在、国交省の「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」（第1回：3月10日、第2回：4月10日／NPO法人全国移動ネットも参加）の6月中旬に「中間とりまとめ」が出る予定ですが、河北ブロック運営協議会での協議内容が不明です。（ちなみに東京タクシーセンター登録のタクシー運転手さんのうち75歳以上は「2964人」、大阪地区は「1416人」（いずれも2017年1月現在）がハンドルを握っておられます。）

「NPO法人 守口送迎」の急な福祉有償運送からの撤収は、多くの市民の移動手段を奪うことになっています。運営協議会での協議事実の確認と、結論への根拠の調査を、ここに求めるものです。

《 要 望 項 目 》

1. 2017年3月29日の「河北ブロック福祉有償運送運営協議会」にて、「NPO法人 守口送迎」の“登録更新の手続き”が、運営協議会で「協議が整わず」という結論になった理由について。

「NPO法人 守口送迎」理事・荒木武士氏によると、

- ① 運送の対価の初乗り走行を400円に変更すること。
- ② NPO法人作成の一覧表の不備を見直すこと。
- ③ 75歳以上の運転協力者を認めないこと。

の3点であると、関西STS連絡会に報告されていますが、「協議が整わず」となった理由は、その通りですか。

2. 2017年3月29日の「河北ブロック福祉有償運送運営協議会」が、「NPO法人 守口送迎」の“登録更新の手続き”について「協議が整わず」という結論を下した理由の“根拠”について。

河北ブロック運営協議会における、①「（登録に係る）運営協議会における協議の基準」、②「運営協議会の議事録」等を示しながら、「NPO法人 守口送迎」の登録更新にあたり「協議が整わず」と結論を下した根拠について明らかにすること。

以上、2項目に関して、真摯な調査結果を踏まえて、6月26日までに“文書による回答”を、ここに求めるものです。

《 資 料 （ 新 聞 報 道 ） 》

☞《人生二毛作》「ありがとう」を心の糧に／高齢者・障害者の外出支援の移送サービスに取り組む荒木武士さん（62）

たばこも酒ものまず、仕事一筋に生きてきた。香川県観音寺市の農家の二男。姉夫婦らが営む段ボール製造工場が火災に遭い、再建のため22歳で大阪へ。一昨年春に60歳で退職するまで工場リサイクル事業部の責任者として走り続けた。

家電製品などをこん包する段ボール。「雨で体がぬれても、商品は絶対ぬらしたらあかん」。自分にも部下にも厳しく戒めた。取引先への搬送では、2トントラックで月3000キロ走破した時期もあった。仕事以外で時間を使うのは、地元少年野球チームの指導くらい。長男が小学3年の時に野球を始めたのがきっかけに、今もコーチを務める。

「野球を除けば、24時間働いていた」と振り返る。退職後、介護の世界に。その世界に踏み込もうと決めていたわけではない。偶然目にした大阪府守口市の広報紙にホームヘルパー研修の募集記事が載っていた。「やがて妻の介護は僕がやらんと……。僕の介護は妻か」。そう頭をよぎった。

99年6月、妻と一緒に研修を受けた。ショックの連続だった。独り暮らしの80代の女性は、「掃除なんか、ええから」と、話し相手になってほしがった。寂しさが胸に刺さった。四肢欠損で言語障害を持つ



人と接したときは、「自分に何が出来るのか」と自問を続けた。

その年の夏、地元の「脳卒中者友の会」の車いす利用者たちと出会い、車で送迎する無償ボランティアを仲間数人と始めた。「『ありがとう』。この二言が何より、うれしくて」。やりがいを見つけた。

今月29日には、高齢者、障がい者らの外出を、より広く支援しようと、「守口移送サービスボランティ

ア」を設立する。「まだまだ手探りだが、とにかくボランティアの数を増やしたい」と意気込む。

【妻・紀美代さん(61)の一言】“人”が大好き：心から楽しんでやっていますね。ボランティアで体験したその日一日のことを、帰ってきて話してくれませう。お年寄りでも、子どもでも、とにかく“人”が好きな夫です。」(2001.6.7 毎日新聞・遠藤哲也)

《資料・国交省広報より》

高齢者の移動手段の確保に関する検討会

第2回検討会(2016.4.10 国交省)

■「第1回(2017年3月10日)高齢者の移動手段の確保に関する検討会」議事概要(国交省広報資料より)

(議題):「(1) 高齢者の移動特性について、(2) 検討の視点・今後の予定について、(3) 高齢者の移動手段としての公共交通について」に関して事務局より説明。次に、「(4) 介護保険制度の最近の動向について」に関して厚生労働省より説明。その後、議題「(5) 意見交換」を行った。 —以下:略—

■「第2回(2017年4月10日)高齢者の移動手段の確保に関する検討会」議事概要(国交省広報資料より)

(議題):「(1) 改正道路交通法の施行等について」、警察庁より説明。次に、「(2) 皆で地域交通をつくるための各サービスの改善について、(3) 当面のとりまとめの方向性について」、国土交通省より説明。その後、「(4) 意見交換」を行った。

意見交換における委員の主な発言は次のとおり。

【自家用有償旅客運送について】:

○「運営協議会における合意形成のあり方検討会」のとりまとめや、自家用有償旅客運送の登録に係る地方公共団体への権限移譲時の制度変更の内容を周知するとともに、地方公共団体の自主的な運営に任せただけではなく、こういったことができるというモデルを国が示す必要があるのではないか。

○自家用有償旅客運送の登録に関する権限が移譲されたが、移譲されたのは事務のみで自らできることは少ないと捉えている地方公共団体が多い。権限移譲を受けることで地方公共団体がこういったことが

【検討会・構成員名簿】

(有識者等): 石川貴美子(秦野市福祉部)、加藤博和(名古屋大学)、鎌田実(東京大学:座長)、河崎民子(NPO法人全国移動ネット)、田中亮一郎(全国ハイヤー・タクシー連合会)、平位武(日本バス協会)、水田誠(全国福祉輸送サービス協会)、溝端光雄(自由学園)、三星昭宏(関西福祉科学大学)、吉田樹(福島大学) (五十音順)
(国土交通省): 藤田耕三(総合政策局長)、篠原康弘(総合政策局)、松本年弘(総合政策局公共交通政策部)、金子正志(総合政策局公共交通政策部)、鶴田浩久(自動車局旅客課)
(関係省庁): 金子健(内閣府政策統括官)、櫻澤健一(警察庁交通局)、飯塚秋成(総務省地域力創造グループ地域振興室)、三浦明(厚生労働省老健局)

できるのか、しっかり周知して欲しい。

○自家用有償旅客運送(特に、公共交通空白地有償運送)の導入が進んでいないことは、制度に問題があるのか、それ以外の要因があるのか。実態を踏まえた検討が必要ではないか。

【「共助」による運送について】:

○現場レベルで必要性は感じているものの、運転ボランティアに適した保険や市町村等が保険料を負担できるような仕組み等が必要ではないか。また、事故のリスク等を考慮すると、行政が積極的に運転ボランティアを推奨することは難しくなる。

○福祉有償運送の対象者でない高齢者や都市部の交通空白エリアの移動困難者を救うためには、許可・登録が不要な運送の範囲を広げることが必要ではないか。

○公共交通が衰退してしまっている現状を踏まえる

と、共助による運送の取組みをすぐにでも進めていく必要がある。

○共助による運送は、白タク行為の防止、防犯の観点も踏まえた上で実施する必要がある。また、共助による運送で金儲けをされるのは困る。

【中間とりまとめについて】

○「運営協議会における合意形成のあり方検討会」のとりまとめや、自家用有償旅客運送の登録に係る地方公共団体への権限移譲及び同時に行われた制度変更等の内容について、ガイドライン化とともに、セミナー等で周知を図るなど、今でもできることを明らかにする取組みも中間とりまとめに盛り込むべきではないか。

○中間とりまとめをまとめるに当たっては、利用者目線を意識すべき。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画に触れないと違和感がある。

○国交省と厚労省、交通と高齢者福祉の更なる連携が必要。「互助」、「共助」の言葉の使い方・定義にもギャップがある。言葉の使い方・定義を統一して欲しい。

○地方公共団体の人材育成が重要。加えて、地方公共団体内での福祉部門と交通部門との連携を促進す

ることが重要。両者が参画する場を作ることも有効ではないか。

○高齢者の移動手段の確保は、項目を並べてどれか一つやれば良いというものではなく、個別的・重層的な支援が必要。事業制度ごとに検討するのではなく、それらをつなぐストーリーも必要。過疎地等では貨客混載や見守りサービスなどで、少ない需要の密度を高める取組みも大事。

○北九州市の立地適正化計画の作成を受けて移動手段の確保について道路運送事業者や鉄道事業者で議論する場をつくった。事業者としても地方公共団体のコンパクトシティ化の動きにあわせた取組みの必要性を感じており、地方運輸局には、そうした地方公共団体への仲介等の支援をいただきたい。

○タクシーの活用について、タクシーの定額制や時間制運賃のあり方も中長期的には検討が必要ではないか。

○バスの活用についても中間とりまとめに入れていただきたい。

次回検討会では、6月に本検討会の中間とりまとめを行うため、「中間とりまとめ（案）」の議論を行うこととなった。また、中間とりまとめに盛り込まない事項についても、さらに議論を深めることが必要な場合は、6月以降も継続して議論することとなった。

《 資料（新聞報道） 》

☞『《高齢者移動》検討会方針「タクシー活用」「共助」など／過疎地の規制緩和も』

(2017.4.17 東京交通新聞)

国土交通省は10日、「高齢者の移動手段確保検討会」（座長＝鎌田実・東京大学大学院教授）の第2回を開催、6月の中間取りまとめに向け「コミュニティバス・乗合タクシー」「タクシーの活用」「自家用有償運送」「共助による運送」「福祉との連携」の五つに分類して方策を打ち出す方針を確認した。

高齢ドライバーによる重大事故が各地で相次いでいるのを踏まえ、「中間まとめ」を緊急提言と位置づけた。

高齢者が安心して外出・移動できる生活環境や、社会システムをつくるのが目的。高齢者向けの運送サービスを確保し、充実させる。

タクシーの活用に関し、相乗りとユニバーサルデザイン（UD）タクシー車両、貨客混載の導入を促進し「過疎地でのサービス維持のための規制緩和」を掲げた。有償運送では、導入手続きの合理化。共助の運送では、ルールの明確化や実施可能な種類の

提示などに重点を置いた。共助の例として、中長距離・割り勘の自家用車ライドシェア・マッチングサービスの「notteco（のってこ）」を取り上げた。

検討に際し“三原則”を提示、①最低でもwin-win（ウィン・ウィン、相互利益）、できれば三方良しを目指す、②高齢者だけでなく、地域全体のこととして考える、③サービスの内容に応じた安全・安心を確保する——とした。

運転免許証の自主返納に関する警察庁のアンケート調査（2015年10月5日～11月30日、有効回答＝運転継続者1494人、自主返納者1447人）の結果・分析が披露された。

まとめで「買い物、仕事、家族の送迎、通院など生活に直結する目的で運転している人が多く、運転を趣味や生きがいと捉えている人は比較的少ない」や「都市規模が小さい地域の自主返納者は、電車や路線バスの整備よりも、乗合タクシー、コミュニティバスの割引などの充実が必要とを感じる」などの傾向が浮き彫りにされた。

セミナー報告

《コミュニティに根付いたインクルーシブな
地区防災を考えるセミナー》

—熊本地震の経験に学ぶ—

2017年3月26日。大阪大学中之島センターにおいて、熊本学園大学教授・花田昌宣さんや、それぞれの地域・持ち場で“移動支援”を取り組みながら熊本地震被災地に心を寄せる各スタッフを招き、「熊本地震の経験に学ぶ」というセミナーが、「被災地における障がい者、移動制約者への移動送迎支援活動基金（ももくり基金）」と、「一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会関西支部」の共催により催されました。大阪大学の石塚裕子さんによる報告文を転載しました。参考になれば幸いです。

■基調講演「被災者の尊厳を守る—熊本地震避難所『熊本学園モデル』を通して」（熊本学園大学社会福祉学部教授・水俣学研究センター長 花田昌宣さん）

2016年4月14日、16日に発生した熊本地震において、熊本学園大学は指定避難所ではありませんでしたが、地域の人たちが避難してきたため、発災直後から大学校舎を開放し自主的に避難所を開設しました。16日の本震後は750名の人々が避難しており、そのうち障がい者（車いすユーザーなど視覚的にわかる人のみ）60名あまりを受け入れました。その他にも精神障がい者、知的・発達障がい者も大勢の避難者の中におり、一緒に避難生活を過ごしたそうです。

花田先生は、東日本大震災直後に東北に行き「避難所の中に障がい者がいない」と感じた経験を持っておられ、今回、障がいの有無に関わらず受け入れたことについて「あれを繰り返したくない」という想いがあったと話されました。

障がい者・高齢者の脱施設化と地域移行の流れを踏まえた災害時緊急避難のあり方としてインクルーシブな避難所運営となった、この実践は「熊本学園大学モデル」として今後、広げていきたいと語られました。

その避難所運営ポイントは「管理はしないが、配慮する」こと。そして、ルール、規則は作らず、役割分担もしなかったこと

です。「管理はしない」とは、地域や状況によって避難者のニーズは多様であり、緊急時にマニュアルは役に立たず、ルールをつくと、そこから排除がはじまり



ます。このため熊本学園大学では、ペットも規制しなかったし、飲酒規制もしなかった。互いの配慮で大きなトラブルは起きなかったといえます。

一方、「配慮する」とは、合理的な配慮を行えるよう、卒業生などの協力を得て24時間体制で運営されました。例えば、ホールを開放し障がい者のためのスペースを確保したり、人工呼吸器の電源確保のために別系統の電源を確保したり、きめ細やかな対応をその場その場の判断で行ってきたと話されました。

これらの経験を踏まえて、花田先生は避難所には2つの役割があるといえます。1つは、いのちをつなぐ場所です。もう1つは、次のステップへの準備となる場所であるということです。2つめの、次のステップへの準備とは、少し落ち着いて生活を再建するための必要な配慮を行うということです。

例えば、地震で家の中がめちゃくちゃになって戸惑っている人には家の片づけを手伝ったり、地震の混乱で気持ちが不安定になっている人には、じっくり話を聴いたり、さまざまな対応が必要となります。そこには、共通経験を持つ障害のある人が支援の側に立つことがとても大切であったと話されました。

今回のお話から、当事者の話を聞き当事者の判断に基づいて配慮するという、当たり前のことを当たり前にできることの大切を学びました。それには、



震災前のあり方が問われると花田先生は指摘されます。障がいのある人もない人も、日常の交流がある、地域に障がい者が見える共生社会を創ることが大切と強調されました。

■パネルディスカッション：

「地域に根付いたインクルーシブな地区防災とは」

- ・コーディネーター：柿久保浩次（ももくり送迎基金）
- ・パネリスト：花田昌宣（熊本学園大学教授）、
 - ・中村守勝（NPO 法人移動ネットおかやま）、
 - ・伊藤豊（NPO 法人こうべ移動ネット）、
 - ・西村秀樹（守山市 UD まちかどウツォチャー
・視覚障がい者）

後半は4名のパネリストを迎えて、各人の経験に基づき今後の地区防災のあり方についてディスカッションを行いました。最初に、コーディネーターの柿久保氏から、災害時のネットワークの重要性について問題定義がされました。

岡山で移動支援を行っている中村氏は、熊本地震の被災地に移動支援に駆けつけました。送迎支援を行った人には、精神障がいのある人が多かったといいます。精神障がいのある人は、自分にあう、ようやく見つけた“かかりつけ医”に治療してもらっていることが多く、緊急時であっても変更することができないといいます。このため、移動の支援が大切であると話されました。中村氏は、岡山で移動支援を行っている団体をネットワーク化し、普段から助け合い、情報交換を行っているそうです。それが緊急時にも役に立つと話されました。多様なネットワークを持つことの重要性を強調されました。

阪神淡路大震災時に孤独死防止のためのボランティア活動を行った伊藤氏は、その時に実施した温泉ツアーの経験が、今の移動支援活動につながっていると話されました。阪神淡路大震災では、高齢者や子ども、障がい者などが後回しになり、置き去りにされて苦労することを経験したといいます。しか

し、阪神淡路大震災から多くのNPO 団体が生まれ、地域防災計画やトリアージ災害医療、要援護者支援、PTSD 対策など、さまざまな面で対応が進み、相互のネットワークも作られてきたと報告されました。しかし、本セミナーのテーマにあるように、すべての人をインクルージョンできるのか？ まだまだ課題は多いと指摘されました。

全盲の視覚障がい者である西村氏は、地元滋賀県守山市でユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むメンバーと熊本の被災地を訪問した経験が話されました。これまで大きな災害を経験したことがない西村氏は、テレビなどの断片的な情報を聴いても映像で確認できない自分は、熊本で大きな地震が起きているという実感が持てなかったといいます。

新幹線で熊本駅に降り立った時、ホームの階段に渡されていた板を足で踏んだ瞬間に、異常さ、災害を体感したと話されました。

同じ視覚障がい者の被災された自宅を訪問させてもらった際、自分は被災の様子を見て確認することはできなかった。しかし、階段下で待っている車いすユーザーの仲間を階段上にあげる手助けをすることで、被災の様子を代わりに見て伝えてもらうことができると気づき、互いに助け合った経験が話されました。できないのではなく、自身ができることを考え、実行することの大切を再確認したといいます。

会場からは、現在の熊本の復興の様子を知りたいと質問がありました。花田先生より、現在の熊本の状況についてお話いただきました。熊本では自宅再建が進んでいないといいます。また、阪神淡路大震災や東日本大震災と同じように、地域コミュニティから切り離されて仮設住宅に入居せざるを得ない人が多く、問題が山積しているが、中間支援ボランティアは、一部を除き撤退していつているといいます。精神障がい者など、しんどい立場の人がフェードアウトしてしまう状況にあり、将来への対策は残ったままだと話されました。

最後に、花田先生は、地区防災力を向上させるには訓練や知識は必要だが、災害時には、やはり起きないとわからないこと、起きてはじめてわかることがあるといいます。初動期の1週間は、自身、地域で、なんとかやり過ごすことが求められる中、「柔軟に対応する」姿勢、適切な判断を、日々の過ごし方から身につけておくことが大切とまとめられました。

（文責：石塚裕子）



2017年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い

障がい者、高齢者の「誰もが自由に移動できる地域社会を」と、関西各地でさまざまな課題に日夜取り組んでおられる団体の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

「急速な高齢化と少子化が同時進行し、ドア・ツー・ドアの移動を提供する STS の普及促進が緊急の政策課題」（国土交通省：2006 年）とした改正「道路運送法」も 10 年目を迎え、以降、2013 年「交通政策基本法」施行をはじめ、2014 年「改正・地域公共交通活性化・再生法」に基づく“地域公共交通網形成計画”。2015 年「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲」の開始へ。一方、2015 年“介護保険制度”改正と絡めた「新しい総合事業」の「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（2014 年）」に“移動支援”が明記されるなど、移動送迎活動をめぐる制度の大変動期を迎えています。

しかしながら国土交通省調べでも、全国に“不合理と判断されるローカルルール”が 142 件（2014 年 3 月）も存在すると発表されており、全国の福祉有償運送団体は 3,107 団体（2016 年 3 月末現在）と停滞状況が続き、大阪府でも移動制約者総数が 2006 年から 2015 年にかけて“316,552 人も増加”（大阪府統計）しているにもかかわらず、福祉有償運送は 176 団体（2006 年）から 153 団体（2015 年）と逆に減少しており、それぞれの団体の悪戦苦労の様子が目に浮かびます。

私たち関西 STS 連絡会は、今後も地域生活と結びついた取り組みをネットワークを通して情報発信しながら、セミナーの開催、調査・研究の取り組み、新たに事業を立ち上げる団体への相談・支援活動や、移動送迎サービス利用者からの問い合わせにも、可能な限り対応していきたいと考えています。また私たちの“活きいきとした移動送迎支援活動のすそ野を拡げていく”ための「運転協力者認定講習」（修了者 5,175 名：2017 年 3 月末現在）を、地域の移動送迎サービスの充実につなげていきたいと考えています。

各参加団体の皆さん方の、2016 年度の温かいご協力に感謝すると共に、2017 年度も変わらぬご協力と、ご支援のほどをよろしくお願いする次第です。

《 2017 年度 関西 STS 連絡会・会費納入のお願い 》

関西 STS 連絡会加入団体・個人の皆様へ

※年会費：3,000 円です。（郵便振替によるご入金をよろしく！！）

関西 STS 連絡会に未加入の皆様方へ

※団体・個人を問わず年会費：3,000 円です。（「加入届」にも、ご記入してください！）

会費を入金済みの加入団体・個人の皆様方には、

※様々な情報の提供と、「運転協力者講習会」費用の割引措置をおこなっております。

郵便振替口座：「00950-9-160204 / 関西 STS 連絡会」

銀行振込の場合：ゆうちょ銀行 当座「〇九九（ゼロキュウキュウ）支店：016024」

※すでにお支払いを済まされた場合は、いき違いです。申し訳ありません。

編集人：

編集人／NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部

〒 556-0012 大阪市浪速区敷津東 3 丁目 6-10 TEL・FAX 06-4396-9189

発行人／関西障害者定期刊行物協会

〒 543-0015 大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ビル 4F

定価／100円